

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 知的財産ポリシー

平成 26 年 3 月 27 日理事長決定

(令和 7 年 2 月 28 日改正)

1 基本的な考え方

地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）の研究（技術支援を含む。以下同じ。）により生み出される成果には、道内産業や道民へ広く普及させることを目的に公表すべきものや、道内企業等への技術移転に向けて知的財産権として保護すべきもの等がある。道総研の使命を着実に遂行するためには、研究の目的に応じて効果的な成果の活用方法を選択することが重要である。

以上の認識の下、道総研は、知的財産を尊重することを基本とし、研究活動の一環として、知的財産を創造、保護及び活用し、道民生活の向上及び道内産業の振興に貢献するため、道総研の役員及び職員が従うべき「知的財産ポリシー」（以下「本ポリシー」という。）を定め、知的財産の取扱い方針を内外に示すとともに、本ポリシーに基づく取組を継続的に実施していく。

2 定義

本ポリシーにおける用語の定義は知的財産基本法に準じ、次のとおりとする。

(1) 知的財産

発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

(2) 知的財産権

特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

3 知的財産権の意義

知的財産権は知的財産を独占的に利用することができる権利であり、次に掲げる利点があることから、研究成果を知的財産権として保護することは、研究成果の活用を促進するうえでの効果的な手段となり得る。

- ・ 特許権等の実体審査を経て登録された知的財産権は、新規性、進歩性及び有用性を有する技術として信頼性を担保することができる。
- ・ 知的財産権を取得（以下「権利化」という。）することは、保有する技術開発力のアピールとなることから、新たな共同研究若しくは公募型研究等の外部資金の獲得又は技術支援の推進に繋げることができる。
- ・ 知的財産権により模倣等のリスクから保護することで、研究成果の実用化に向けた開発及び実用化又は商品化による社会実装を円滑に推進することができる。

- ・ 研究成果普及の結果として、知的財産権により独占する知的財産の利用（使用又は実施ともいう。以下「実施等」という。）を許諾（以下「実施許諾等」という。）し、収入を得ることで、本ポリシーに基づく取組及び研究活動の推進に活用することができる。

4 知的財産の創造、保護及び活用等に関する方針

(1) 知的財産の創造

ア 研究成果の活用を意識した権利化の検討

職員は、研究の企画立案段階から３に示す意義を常に意識し、権利化が研究成果の活用促進に効果的と考えられる場合は、特許等の出願状況及び論文発表状況等の先行技術調査により、権利化の可否の把握に努める。

イ 知的財産の帰属等

職員が職務として行った研究により生じた知的財産は、原則として道総研に帰属するものとし、法令により創作者に原始帰属する知的財産権については、道総研が機関帰属とする判断をしたものについて権利を承継して管理する。また、知的財産が権利化され登録を受けたとき及び実施許諾等や権利譲渡等による収入（以下「実施料等」という。）を得たときは、当該知的財産の創作者に適切な報酬を与える。なお、これらの手続き等については別に定める。

(2) 知的財産の保護

ア 秘密の保持

道総研の研究に関する情報及びそれに伴い外部の者から入手する情報のうち、技術上あるいは営業上の秘密として管理すべきもの（以下「秘密情報」という。）については、適切に管理することとし、その取扱い方法については別に定める。

イ 権利化による保護

次に掲げる事項について、３に示す意義を踏まえ、研究成果の活用促進に効果的と判断される場合、権利化を図ることとし、その手続き等については別に定める。

なお、外国での権利化については、費用対効果等を十分に考慮した上で判断する。

(ア) 新たな技術又は応用分野への発展等、実用化に向けた研究展開が期待される技術

(イ) 実用化又は商品化が期待される技術

(ウ) 収量、品質又は耐病性等に優れ、道内において普及が見込まれる農林水産植物（種苗法の定義による）の新品種

(エ) 研究成果の適切な普及を促進する上で必要性が高いと考えられる商標

ウ その他の知的財産の保護

(ア) ノウハウ

実用化又は商品化が期待される技術のうち、製造方法に関する技術等、最終製品から権利侵害の判断及び立証が難しいものについて、秘密情報として管理した方が技術の保護及び活用に至ると判断される場合は、権利化を行わずノウハウとして指定及び管理することとし、その取扱い方法については別に定める。

(イ) 著作物及び成果有体物等

著作物及び成果有体物等についても、適切に保護することとし、その取扱いについては別に定める。

エ 保有する知的財産権の維持要否の判断

保有する知的財産権については、３に示す意義を踏まえた活用状況及び今後の活用可能性を勘案し、適宜、権利を維持すべきかどうかの判断及び権利の譲渡等についての判断を行うこととし、その手続き等については別に定める。

オ 保有する知的財産権に対する侵害への対応

保有する知的財産権に係る侵害行為に対しては、関係業界又は実施者等との連携を密にして情報収集に努め侵害行為の事実把握等に当たるとともに、警告を行うなど適切な対応を行う。

(3) 知的財産の活用

ア 公表による普及

広く普及を図る観点から、道総研は研究成果の積極的な公表に努めているが、公表により、新規性が失われ権利化が困難となる可能性があるほか、知的財産の保護に支障をきたす場合があるため、役員及び職員は公表内容及び公表時期に留意して適切な情報管理に努めるものとし、その手続き等については別に定める。

イ 実施許諾等による活用

道民生活の向上及び道内産業の振興を図る観点から、権利化により保護する研究成果及びノウハウ（以下「知的財産権等」という。）は、原則として道内企業等に対して広く実施許諾等を行い、技術移転等による普及を図ることとし、その手続き等については別に定める。

実施許諾等に当たっては、次に掲げる考え方に従う。

(ア) 道外企業等に対する実施許諾等

道外企業等に対しては、次の点を考慮して実施許諾等を行う。

- ・ 道内企業等への実施許諾等の見込
- ・ 道内企業等の事業継続への影響
- ・ 道産品の販売拡大又は実施製品の普及等による、道民生活の向上又は道内産業の振興への寄与の見込

(イ) 独占的な実施等の許諾

次の何れかに該当する場合は、一定期間、独占的な実施等を認めることができる。

- ・ 企業等と共有する知的財産権等について、共有権利者である企業等が実施等する場合。
- ・ 独占的な実施等を認めることが研究成果の普及促進に効果的と考えられる場合。

(ウ) 実施料等

３に示す意義を踏まえ、実施料等は有償とすることを原則とする。また、道総研は保有する知的財産権等を自ら実施等して収入を得ることのない不実施機関であり、共有権利者が実施等する場合についても、不実施補償として道総研の持分相当の実施料等を共有権利者に請求することを原則とする。

なお、実施料等については別に定める基準により算定するものとするが、特に道内企業等については、公益性及び収益性等を考慮し企業等の事業化を阻害しないよう十分配慮する。

ウ 新たな技術開発の推進に向けた活用

応用展開の可能性がある知的財産権は、実用化に向けた研究開発及び技術支援の推進並びにそれに伴う外部資金の獲得等に向け、広く活用を図る。

(4) 他者の知的財産の尊重

役員及び職員は、他者の知的財産を尊重し、他者の知的財産権を侵害することのないよう努める。

5 推進体制の整備

(1) 組織体制

ア 知的財産審査委員会

知的財産の職務発明等の認定、権利化の適否、権利の維持要否及び譲渡等の審査のため、本部に「知的財産審査委員会」を設置する。

イ 本部

本部は、知的財産に関する統括機関として、次の業務を行う。

- ・ 知的財産審査委員会の運営
- ・ 権利化及びノウハウ指定等、知的財産の保護に関する手続
- ・ 保有する知的財産権等の維持管理に関する手続
- ・ 知的財産権の侵害への対応
- ・ マッチング活動等の知的財産権活用に向けた取組
- ・ 実施許諾等、知的財産権等の活用に関する手続
- ・ 研究本部が行う知的財産に関する業務への支援
- ・ 知的財産に係る道総研の方針及び規程等に関する事項
- ・ その他、本ポリシーの推進に関し必要な事項

ウ 研究本部

研究本部は、知的財産の創造及び活用の実行機関として、次の業務を行う。

- ・ 研究本部が管理する知的財産の保護及び活用に関する手続
- ・ 知的財産を活用した技術開発及び研究成果普及の取組
- ・ 本部が行う知的財産に関する業務への協力
- ・ その他研究本部における知的財産の創造、保護及び活用に関し必要な事項

(2) 専門家の活用

知的財産に関して専門的な知識等を要する業務について、必要に応じて弁理士等の専門家を活用しながら進める。

(3) 人材育成

職員が知的財産を尊重し、本ポリシーに従って知的財産関連業務及び研究業務を適切に行うことができるよう、人材育成に取り組む。